

平成29年度 第12回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成29年度第12回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成30年3月26日 14時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美 3 前田 榮子 5 山田 隆見 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員	4 中下 雅敏		
出席者 総 数	出席委員 8名 欠席委員 1名		
その他 出席者	事務局長 松岡 弘倫 書 記 奥原 芽衣 書 記 中下 将良 書 記 窪田 松枝		
議事録 署名委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美		
提出議題	議事 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第54号 江田島市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について 議案第55号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について 議案第56号 農地法関係事務処理ガイドラインの改正について 議案第57号 農業振興地域整備計画の変更について 議案第58号 農用地利用集積計画の決定について 議案第59号 農用地利用配分計画原案の意見聴取について 協議事項 人・農地プランについて 農地等相談会の開催予定について 4月の総会における予定について 人事異動について ウーマンネットの会議出席報告について		

平成29年度第12回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

事務局長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第12回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、9名中、中下委員がご欠席ということで、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを報告いたします。

それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 特に挨拶というのはありませんが、暖かくなってきて、また、いろいろ忙しくなるだろうと思います。農地のほうも草が生えて、ジャングルのようにになってしまう箇所がたくさんできてしまうのではないかと思います。そのあたりも考慮しなければならないのではないかと思います。その他、これといった話はありません。

2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、議事録署名者の指名について、今回は、1番の下河内委員と、2番の中福委員を指名させていただきます。なお、書記に松岡事務局長、奥原書記、中下書記、窪田書記を指名させていただきます。

3 諸 報 告

議長 それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局のほうから何かありますか。

事務局長 先週、3月19日に農業会議のほうで、会長と事務局長の会議がありまして、来年度の農業委員会の方向性について話し合いました。今年度は途中からだったんですが、1人1マッチングという取り組みを全体でやっていきたいと思いますというお話があったと思います。そういったものを、平成30年度も引き続き、広島県全体で動いていきたいと思いますという説明がありました。そして、3月の28日に農業会議の総会が予定されておりまして、今現在、東広島市の蔵田市長が農業会議の会長になっておられたんですけども、辞職されましたので、現在空席になっております。その新しい会長の選任と、江田島市の前会長が監事をされておられたんですが、農業委員ではなくなられましたので、後任の監事を決める、ということで29日に総会が開かれるということになっております。以上です。

議長 それでは、日程第4の議案第52号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をしてもらいます。

4 議 事

事務局長 はい。お手元に、現地確認チェックシート及び現地写真をお配りしていますので、併せてご覧ください。

番号 1。貸人、●●●●。住所、江田島町_____。借人、▲▲▲▲。住所、江田島町_____。所在地、江田島町字_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、1,118 m²。

申請理由は賃貸借で、借人は「柑橘栽培のため、借り受ける」ということでした。貸借期間は5年間です。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この1番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町農業委員の山田です。この貸人の方の農地を農業法人に貸し付けるという案件ですが、これは、3月20日、現地確認を行っております。行ったところ、確かにその農地にみかんの苗もありまして、その土地に植えつけられるものと思います。写真のほうを見ていただきますと、ちょっと色の薄い箇所になりますが、そこに草を刈って、みかんを植えつける、ということですので、この申請は、私と推進委員さん、事務局のほうから、一緒に現地確認を行っております。見る限りでは、みかんを植えて栽培されるものと思いますので、どうか許可をいただきますよう、宜しくお願いします。

議長 この1番の案件につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可といたします。次をお願いします。

委員 はい。番号2。貸人、持分2分の1、●●●●。住所、江田島町_____。持分2分の1、■●●■。住所、江田島町_____。借人、▲▲▲▲。住所、江田島町_____。所在地、江田島町津久茂_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、986 m²。

申請理由は賃貸借で、借人は「ニンニクの栽培のため、借り受ける」ということでした。賃貸借期間は5年間です。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この2番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。中下さんが不在なので、事務局のほうからお願いいたします。

事務局長 3月15日、中下農業委員と、農地利用最適化推進委員さん、事務局とで、現地の確認を行いました。先月から、同じ法人の案件がでてきているんですけども、今回の案件も例に漏れず、ニンニクの栽培のために使っているような状態のようなんです。周囲への被害は無く、ニンニクの栽培を行っておりまして、農地を借りることに問題はないと思われます。推進委員さんからのチェックシートでも、特に問題は指摘されておりませんので、許可を妥当だと、事務局としては考えております。

議長 他に、ご意見、ご質問ありませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この2番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということでございますので、許可といたします。次をお願いします。

事務局長 番号3。贈与人、●●●●。住所、大柿町_____。受贈人、▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、大柿町深江_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、434㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、743㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、925㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「自家消費野菜を栽培するため、受贈する」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この3番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

村上委員 大柿町の村上です。3月19日に、深江の担当の推進委員が現地を確認を行っており、間違いありません。宜しく申し上げます。

議長 他に、ご意見、ご質問ございませんか。

事務局長 一応、事務局から補足をいたします。申請者の●●さんと▲▲さんの関係は、▲▲さんが●●さんの甥子さんにあたります。●●さんはこの直近で、相続によってこの農地を受け取られたのですが、もう自分で管理できないということで、▲▲さんが譲り受けてご家族全員で栽培されるということでした。3番の現地写真を見ていただきますと、もともと荒れていたところをかなりきれいに畑を刈られて、植える準備をしておられますので、事務局では問題ないと判断しました。宜しく願いいたします。

議長 他に、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この3番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可といたします。次をお願いします。

事務局長 番号4と番号5は関連した案件ですので、続けて説明させていただきます。
番号4。譲渡人、●●●●。住所、沖美町_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、広島市_____。所在地、沖美町是長_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、763㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「自家消費の柑橘類を栽培するため、居宅と併せて譲り受ける」ということでした。

続きまして、番号5。貸人、■●■●。住所、沖美町_____。借人、▲▲▲▲。住所、広島市_____。所在地、沖美町是長_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、678㎡。

申請理由は使用貸借で、借人は「自家消費の柑橘類を栽培するため、借り受ける」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この4番と5番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

下河内委員 はい。こんにちは。下河内です。3月20日に、推進委員さんと、事務局と現地を見てきました。4番、5番とも記載の内容の通りですので、宜しく願いいたします。

議長 他に、ご意見ご質問はございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この4番と5番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可といたします。以上で、3条の審議を終わりにして、議案第53号の農地法5条の許可申請につきまして、事務局から説明をしてもらいます。お願いします。

事務局長 番号1。譲渡人●●●●。住所、横浜市_____。譲受人▲▲▲▲。住所、呉市_____。所在地、能美町中町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、220㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、280㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、135㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、175㎡。〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、186㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、416㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、369㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、173㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、306㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「太陽光発電設備設置のため、譲り受ける」ということでした。パネル256枚、発電量47.2キロワットの発電設備を設置予定です。

ご審議をお願いいたします。

議長 この1番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。先日、中町の担当の推進委員さんと現地確認に行っていました。書類のとおりです。宜しくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可したいと思います。
次、お願いします。

事務局長 はい。番号 2。貸人●●●●。住所、広島市_____。借人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、江田島町宮ノ原_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,001 m²。
申請理由は賃貸借で、借人は「太陽光発電設備設置のため、借り受ける」ということでした。パネル 288 枚、発電量 49.5 キロワットの発電設備を設置予定です。賃貸借期間は 20 年間です。
ご審議をお願いいたします。

議長 この 2 番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。
中下さんがおられないので、事務局からお願いします。

事務局長 はい。こちらも、3 月 15 日に、中下農業委員と、宮ノ原の担当の推進委員さんとで、現地確認に行きました。現況は柑橘の木がまだ植えてありまして、1、2 年は放置されている状況のようです。そちらのほうは、木を伐採した後に、太陽光発電を設置するということでした。すぐ隣に 1 軒ほど家があるんですが、周りは全部畑ですので、特段太陽光発電を設置しても問題ないという風に事務局としては判断しました。宜しくをお願いいたします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この 2 番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可したいと思います。
次をお願いします。

事務局長 番号 3 と番号 4 は、関連した案件ですので、続けて説明させていただきます。
番号 3。貸人●●●●。住所、呉市_____。借人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、大柿町飛渡瀬_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに田。面積、114 m²。
申請理由は賃貸借で、借人は「建設資材置場として、借り受ける」ということでした。賃貸借期間は、20 年間です。
続きまして、番号 4。貸人●●●●。住所、大阪府富田林市_____。借人▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、大柿町飛渡瀬_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに田。面積、326 m²。

申請理由は賃貸借で、借人は「建設資材置場として、借り受ける」ということでした。賃貸借期間は、20年間です。

ご審議をお願いいたします。

議長 この3番と4番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

村上委員 大柿町の村上です。場所は、元酒屋があった斜め前の場所になります。問題ないと思いますので、宜しくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないということですので、この3番と4番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、許可とします。以上で、5条の審議を終わります。議案第54号、江田島市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）につきまして、事務局から説明をしてもらいます。宜しくお願いします。

事務局長 はい。議案に添付しておりました指針案より、若干の修正がございましたので、本日、お手元にお配りしております、指針案のほうをご覧ください。赤字の記載部分が、追加及び修正した箇所になります。まず、この指針の作成に際しては、法律により農地用最適化推進委員の意見を聞かなければならない、とされており、2月27日に原案を配布し、意見を求めましたが、特段意見はございませんでした。また、広島県就農支援課、江田島市農林水産課からの意見を聴取しました。指針の内容は、大きくは2つに分かれており、指針の基本的な考え方と、具体的な目標と、推進方法を記載しております。指針の1ページ中段までが、基本的な考え方となります。農業委員会等に関する法律が改正され、農地等の利用の最適化の推進が、農業委員会の必須事務とされたこと、江田島市の農業の現状。今後の、農業委員と農地利用最適化推進委員の活動方法と、推進方法について、平成35年を目標とし、任期の3年ごとに、検証、見直しを行うことを記しております。1ページ下段から4ページまでは具体的な目標と、推進方法を記しております。1番目に、遊休農地の発生防止、解消について。2番目に、担い手への農地利用の集積・集約化について。3番目に、新規参入の促進について。目標値と、具体的な推進方法を記しております。数値目標については、昨年確定した、江田島市農業振興ビジョンに適した目標値を記載しました。担い手、人・農地プラン、新規参入等は、農林水産課の所管する部分で

あり、農業委員会のみで決定することが出来ないものがあることは、ご理解いただければと思います。江田島市の特性に合った指針を策定するには、皆さんの意見の集約が足りておりません。3年後の見直しまでには、より具体的で、実行性のある、指針となるよう、努めて参ります。以上で、説明を終わります。

議長 この指針につきまして、皆さんの意見を伺いたいと思います。何か、ご意見ご質問はございませんか。

ないようでございましたら、この案件につきまして、決定することに異議ありませんか。まあ、1度に全てを言っても、読み込まないと難しい部分だとは思いますが。

山田委員 難しいですね。

議長 そりゃあ、実際に委員からの内容を吸い上げられてなくて、市と農林水産課との合体で、市の方針としての考え方がメインで入ってますから。今後は農業委員会の方針を付け加えるという形です。基本的に、県に提出するためのひな型が必要なので、ひとまずこういう形になっているのだと思います。

事務局長 江田島市の農業委員会が11月に制度移行しまして、期間が短い中で、どうしても3月までに策定しなければならないという条件がありまして、皆さんと内容を十分煮詰める時間がありませんでした。そのため、事務局の主導で、県からの事務則を基本に、江田島市の特色と、農林水産から聴取した数値等を記入しております。あとは、県のほうで、素案の段階で見ていただいて、こういうものを付け加えるという部分は、付け加えさせていただいております。あと、3年に1度は検証と見直しを行っていくということで、数値等は、当然3年ごとに変えていかなければなりませんし、記載されている文言も、より江田島市の特性に合った指針にできればと、事務局では考えております。

山田委員 遊休農地の発生防止については、何か植える作物を考えているんですか。

事務局長 一応、毎年行っている農地の調査に基づいて、遊休農地になりそうな、不作付地ですね、いわゆる農業委員会で言うところでBと判定をつけているんですけども、そういう所有者等について、利用意向を伺おうと考えています。そういう農地は、遊休農地から耕作放棄地が変わっていくということになりますので。今は、農業委員会でいうCと判定を付けた遊休農地のところにアンケートをとってですね、今後の意向を聞いておりまして、貸し出してもいいというところにつきましては、農地中間管理機構の貸し出し等をお願いしているところです。それ以外の農地についても、意向等を調査して、遊休農地から耕作放棄地にならないように、活動を指定いきたいというのが、こちらの指針に書かせていただいているところです。

議長 この遊休農地の調査というのは、毎年夏に現地を周りまして、その調査で遊

休農地に該当したら、市のほうから、今後の利用意向について手紙がいくという形になっています。そのまま放置にしていたら、雑種地にされたり、地目変更になって税金があがったり、農地でなくなることがあります。その対象者には、意向調査の手紙がきているはずですが、現段階でやっている調査は、それぐらいになりますね。

山田委員 制度をどういう風に活用するかですね。

事務局長 1 ページの、遊休農地の現状というところで、遊休農地面積は(B)、34ha というのは、平成 29 年度に調査して、江田島市の遊休農地として判定された面積が 34ha ということになります。

山田委員 今、例えば野菜を植えても、輸送手段が無いですよ。運ぶ船もないし、運賃も高くなっているし。野菜の価格がある程度維持されていれば、野菜を植える人もいるかもしれないですが。今、そんなに安定して売れるような野菜は無いですよ。それで、遊休農地をなんとかするといっても、まず、野菜を大量に植えて産地直送にしないとできないだろうとし、個人で出荷しても、そこまで高い売り上げにはならないと思います。柑橘といっても、柑橘も減反とかで伐採して量を減らす方向になっているので、これから新しい木を植えるといっても、耕作者の年齢が高齢化していたら、なかなか植え付けするということも難しいと思います。それで、その対策として何がいいのかと言われても、難しいです。たちまちがオリーブという形になるのでしょうか。

事務局長 農地という形態を保つためだけでしたら、オリーブというのもありですけども、どうしても所得の部分で言うと、オリーブというのは、食べていけるものではありません。ただ、農地の保全という観点から言うと、農業委員会としてはオリーブは有りなのではないかなと思うのと、あとは、今、広島県全体で推進している、レモンやキャベツ等を政策的には、植えていただければという思いはあるんですが、それで実際に食べていけるのかという部分は、新規参入の受け入れ部分も入ってきますので、我々も一概に言えない部分があります。あと、高齢化等で農地が使えないという部分に関しては、この後、農林水産課のほうからも話があるんですけども、人・農地プランといいまして、次の世代に農地を引き継いでいく、という流れの中で、農地を渡していくという部分に農業委員会が関わっていく、というところで指針のなかに盛り込んでおります。

山田委員 以前も、大分県知事が、梅を植えることで所得をあげて、ハワイに行こうという目標を掲げていたところも、結局梅の収穫時期になったころには、農家の人が年をとって、梅を収穫することができなくなっていました。そのため、遊休農地ではなく、早くに雑草地になってしまいました。木を植えると、遊休農地になりやすい状況になりかねない状況にあると思うんです。オリーブは確かにいいかもしれませんが、オリーブも雑草に近いので、似たような形になってしまうかもしれません。

議長 もう、現状はそうなりつつあると思います。

山田委員 きちんと管理すればいいんですけど、そうじゃなければ、逆に遊休農地が早まって、雑草地になってしまうので。

村上委員 ようは、世代を超えてしないと、1代だけでやっても難しいということですよ。

山田委員 どうやったらいいですかね。

議長 永遠の課題になりますね。結局のところは、人口が増えなければどうにもならないと思いますが。

事務局長 どうしても、2枚目に書いているような担い手が出てこない、いくら農地を提供しますといっても、結局農地を使う側の方で、新しい方が出られない限りは難しいので、そちらのほうも、担い手の育成、確保という部分が大切になります。こちらは政策的なところもありますので、市の農林水産課と、歩調を合わせながら、農業で食べていけるラインはどこなのかというところも踏まえて、農業委員会としても、担い手の確保に努めていくことに尽力したいと思います。特に、利用権の調整、設定という部分で、農業委員さんに積極的に関わっていただいて、土地があれば、担い手の方につないでいくということ、農業委員会全体としてやっていただけたらと思います。どうしても、担い手を育てるところは農業委員会では出来ない部分の仕事になってくるので、そこは市のほうで、次の世代の人たちを引き込む、育てるところを、研修等で行っております。そういう部分で、なんとか努力していただけたらと思います。

議長 それでは、指針については、県のほうにこの形で出そうと思うのですが、どうでしょうか。異議はないでしょうか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員許可することに異議がないということですので、決定とします。以上で江田島市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針については終わります。議案第55号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について、事務局から説明をしてもらいます。

事務局長 平成26年9月に、変更をした後に、法の改正等により、現行の表現と合わなくなった部分の修正及び削除が主な変更点ですが、本日は、こちらの担当者の農林水産課、梅田課長補佐に出席してもらっておりますので、こちらへのご意見と、質問等がありましたら、お願いいたします。また、この度の内容について、梅田課長補佐、説明をお願いします。

梅田
課長補佐

(説明)

議長

何か、ご意見、ご質問はありますか。

村上委員

面積等による指針を定めているんですね。

梅田
課長補佐

そうですね。

山田委員

これだけの量をできたらいいですけどね。実際、これだけで本当に生活できるんでしょうか。

梅田
課長補佐

一応、計算上は生活できるようになっています。

議長

まあ、一応指針という形ですから。また自分達で内容を読み込んでみて、疑問点がありましたら、持ち寄る形にしましょうか。

村上委員

そうですね。

議長

とりあえず、意見がないという形をお願いします。

以上で農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更については終わりました。議案第 56 号の農地法関係事務処理ガイドラインの改正について、事務局から説明をしてもらいます。

事務局長

はい。それでは、61 ページからが、新旧対象表となっており、赤字が修正箇所となっております。主な改正点が、農地法第 4 条、第 5 条等の許可申請にかかる農業委員会意見書というものの作成が必要になったということと、一般基準で他法令の許認可等を要する場合について、開発、許可等の同時許可、後、太陽光発電施設の取り扱い、判断事項が、新たに明記されたものです。こちらは、ガイドラインに沿って、事務局では申請案件を判断しておりまして、広島県がそのガイドラインの素案を作っております。それを準用して使っておりますが、広島県がガイドラインの変更を行いましたので、それに併せて、江田島市の農業委員会の議決を経て、そのガイドラインで変更されたものに沿って、また判断させていただくという形にしたいと思います。若干、国からの指示が細かくなって下りまして、4 条と 5 条で確認書類を作れ、ということが付け加えられているのと、今、太陽光のほうが、経済産業省の認可がものすごく時間がかかるようになって、業者さんが大変困っておられるという部分があって、判断時期について、ある程度、理由書等を記載したら、農業委員課員の判断で、経済産業省の認可が下りる前でも、農業委員会の判断で、確実と思われるのであれば、認可してもいいということになりました。

議長 この案件につきまして、皆さんの意見を伺いたいと思います。

事務局長 いままでも議決を得なければいけなかったんですが、江田島市の農業委員会はほぼ議題に出していませんでした。ほとんど毎年のようにガイドラインが変わっていますので、毎年議案としてお示しして、皆さんに議決を得なければならなかったですけども、今ままで、事務局のほうが悪かったですので、このたびからきちんと議案にあげてさせていただこうと思い、上げさせていただきました。

議長 特に今やられているやり方で間違いないし、ガイドラインに沿ってやっていただけたらと思います。特に異議がないようでございましたら、このガイドラインの変更につきまして決定することにしたいんですが、異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員異議がないということですので、決定とします。以上で農地法関係事務処理ガイドラインの改正について終わります。議案第57号の農業振興地域の整備計画の変更について、事務局から説明をしてもらいます。

事務局長 ●●●●さん所有の沖美町畑_____の農地、378 m²を太陽光発電設備設置のため、農用地区域から除外するものです。
続きまして80ページをご覧ください。▲▲▲▲さん所有の江田島町_____の農地、5,082 m²を中山間地域等直接支払交付金受益地に追加するため、農用地区域に編入するものです。
以上で説明を終わります。

議長 この案件につきまして、皆さんの意見を伺いたいと思います。

事務局長 お手元に、資料として現地の写真を配らせていただいております。沖美町の案件は、元の沖美町役場のすぐ下のところで、周りにちょっと墓が建っているところなんですけども。こちらで太陽光をやりたいということで、計画をされているそうです。反対に、江田島町のほうは、今まで農用地区域ではなかったものを、受益地に追加するために、農地にしているということです。

議長 この案件について、皆さんの意見をお願いします。

村上委員 意見ありません。

議長 意見がないようでしたら、この計画の変更につきまして、意見なしで回答することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長

全員異議がないということですので、意見なしの回答をします。以上で、農業振興地域の整備計画の変更についてを終わりました。議案第 58 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をしてもらいます。

事務局長

番号 1 から 5 まで続けて説明させていただきます。

なお、今回の案件に田中委員の親族の案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条により、議事に参与することができません。この議案が終了するまで、退席をお願いします。

番号 1、利用権を設定する農用地、大字、能美町鹿川_____。現況地目、畑。面積、1,149 m²。利用権を設定する者。住所・氏名、能美町_____、●●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、能美町_____。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権の内容、花卉。始期、平成 30 年 4 月 1 日。終期、平成 50 年 12 月 31 日。期間は 20 年 8 ヶ月です。新規の案件です。

続きまして、番号 2 と番号 3 が同一の案件ですので、併せて説明します。

番号 2、利用権を設定する農用地、大字、沖美町三吉_____。現況地目、畑。面積、789 m²。

番号 3、利用権を設定する農用地、大字、沖美町三吉_____。現況地目、畑。面積、603 m²。利用権を設定する者。住所・氏名、沖美町_____、■■■■。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、沖美町_____。◆◆◆◆。設定する利用権、利用権の種類。使用貸借権。利用権の内容、野菜。始期、平成 30 年 4 月 1 日。終期、平成 40 年 12 月 31 日。期間は 10 年 8 ヶ月です。新規の案件です。

続きまして、番号 4 と番号 5 が同一の案件ですので、併せて説明します。番号 4、利用権を設定する農用地、大字、江田島町幸ノ浦_____。現況地目、畑。面積、1,608 m²。

番号 5、利用権を設定する農用地、大字、江田島町幸ノ浦_____。現況地目、畑。面積、261 m²。利用権を設定する者。住所・氏名、江田島町_____、○○○○。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、広島市中区大手町四丁目 2 番 16 号、広島県森林整備・農業振興財団 理事長 寶来伸夫。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権の内容、野菜。始期、平成 30 年 4 月 1 日。終期、平成 40 年 12 月 31 日。期間は 10 年 8 ヶ月です。新規の案件です。

以上で、説明を終わります。

議長

この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。何かございませんか。

事務局長

補足をさせていただきます。1 番の案件につきましては、元々は●●のお父さんが、▲▲さんから借りられておられたんですが、その契約を解除しまして、今度は新たに、●●さんが、▲▲さんから借りられる。という案件になります。2 番と 3 番につきましても、ちょっと前から◆◆さんが借りられていて、畑を

されていらっしやったようなんですが、法律に基づいた手続をされるということで、このたび利用権の設定の手続をされました。4番と5番につきましては。広島県森林整備農業振興財団、いわゆる農地中間管理機構へ、〇〇さんのハウスが立っている農地を貸して、今度は農地中間管理機構から、江田島市できゅうりの研修を受けていた△△さんという方に貸す、というために、いったん農地中間管理機構に貸すということになっております。

議長 他に、ご意見ご質問ありませんか。

委員 意見なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この計画につきまして、決定することに異議ございませんか、

議長 全員異議がないということですので、決定とします。以上で農地利用有責計画についてを終わります。議案第59号、農地利用配分計画原案の意見聴取について、事務局から説明をしてもらいます。

議長 農地中間管理機構から貸し付けるための、配分計画に対しての意見を聴取するものです。先ほど決定いただいた、農用地利用集積計画の番号4と番号5について、農地中間管理機構から担い手へ貸し付けるものです。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所●●●●。住所、江田島町_____。利用権の設定をする者の氏名及び住所。一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 理事長 寶来伸夫。住所、広島市中区大手町四丁目2番16号。利用権を設定する土地。江田島町幸ノ浦_____。現況地目、畑。登記面積1,608㎡。江田島町幸ノ浦_____。現況地目、畑。登記面積261㎡。種類、賃借権。内容、畑。始期、公告日の翌日。終期、平成40年12月31日。

以上で、説明を終わります。

議長 この配分につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町農業委員の山田です。この農地につきましては、農地の上にパイプハウスが建っております。これを、●●さんが借りられます。●●さんが現在借りられている農地が、1年で、借りている期限が終わってしまうということですが、彼ももっと農地を増やしたいということで、今回のハウスを借りたいということでした。秋からでもこのハウスにビニールを張って、両方のビニールハウスできゅうりを作られることになり、これも、昨日●●さんが畑に来られたので、その話もしています。契約の内容は、これから煮詰めていくということをおっしゃっておりまして、もう1反5畝くらい面積が増えれば、利益が上がるのではないかと。本人も、今のところどの程度利益がとれるかがわからないので、経費ばかりかかって心配なところがあると思うんです。でも、一応このハウスを使って作付をすれば、そこそこの収益が得られますので、●●君も一

番いいところを借りられたのではないかなと思いますので、このたび●●さんが借りられるということをお認めていただけたらと思います。

議長 他に、意見はございませんか。

委員 意見なしの声あり。

議長 ないようでしたら、この原案につきまして、意見なしで回答することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員異議がないということですので、意見なしとします。続きまして、日程第5の協議事項に入ります。事務局から何かありますか。

5 協議事項

- 農林
水産課
事務局長
- ・人・農地プランについて
- 清水委員
- ・農地等相談会の開催予定について
 - ・4月の総会における予定について
 - ・人事異動について
 - ・ウーマンネットの会議出席報告について

6 その他

議長 他に何かございますか。ないようでしたら、本日の総会はこれで終了いたします。